鈴土第９２９号
令和３年８月２７日

三重県土地家屋調査士会
会長　古尾　圭一　様

鈴鹿市長　　末松　則子
（　公　印　省　略　）

緊急事態宣言発令時における境界立会いについて（お願い）

平素は，市行政に御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。
また，当市の境界確認事務におきまして，格段の御理解と御協力をいただき，誠にありがとうございます。
さて，このたび愛知・岐阜・三重の東海三県に緊急事態宣言が発令され，感染防止対策をより徹底する必要がありますので，下記の点について会員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

・県境を越える移動の自粛を図るため，三重県外の土地所有者（申請人を含む）に対し，できる限り三重県内の代理人（土地家屋調査士を含む）に委任していただく方法を御検討ください。
・申請内容に関する具体的な相談については，電話やFAX等を活用していただき，窓口への来庁を極力控えてください。
・上記については，緊急事態宣言が解除されるまでの対応といたしますが，解除後も感染防止対策は継続して対応していきます。

当課といたしましても，職員の体調管理や窓口の消毒など，感染防止対策を徹底してまいりますので，御理解と御協力をお願い申し上げます。

事務担当
鈴鹿市土木部土木総務課
公共用地管理グループ
電話　０５９－３８２－９０８４
FAX　０５９－３８２－７６１２
E-mail dobokusomu@city.suzuka.lg.jp